

議第 39 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

低所得者の保険料軽減措置が完全実施となること、及び家族介護用品券事業を地域支援事業から市町村特別給付へ移行し、事業名称を在宅介護支援券交付事業へ改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>16,560円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,600円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,640円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（在宅介護支援券交付事業）</p> <p>第12条の2 市は、法第62条の規定による市町村特別給付として、法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者に対し、<u>在宅介護支援券</u>を支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>在宅介護支援券</u>の支給について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,700円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,120円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>40,020円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（家族介護支援特別事業）</p> <p>第12条の2 市は、法第62条の規定による市町村特別給付として、法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3、4又は5と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者に対し、<u>家族介護用品券</u>を支給する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>家族介護用品券</u>の支給について必要な事項は、市長が別に定める。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 第12条の2の規定にかかわらず、市は、次の各号に掲げる年度において、当該各号に掲げる対象者に対して、法第115条の45に規定する地域支援事業として<u>在宅介護支援券</u>を支給するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 第12条の2の規定にかかわらず、市は、次の各号に掲げる年度において、当該各号に掲げる対象者に対して、法第115条の45に規定する地域支援事業として<u>家族介護用品券</u>を支給するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 平成32年度 法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護3と判定された在宅高齢者を介護している家族のうち主たる介護者</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の下呂市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

低所得者の保険料軽減措置が完全実施となること、及び家族介護用品券事業を地域支援事業から市町村特別給付へ完全移行し、事業名称を在宅介護支援券交付事業に改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 低所得者の保険料負担軽減措置が令和元年10月の消費税増税により完全実施となり、令和2年度の財源は1年分賄えるため、軽減割合を改めます。

期間	項目	第1段階	第2段階	第3段階
平成30年4月～	調整率	0.450	0.700	0.750
	軽減措置率	0.050	0.000	0.000
	保険料額	24,840円	38,640円	41,400円
平成31年4月～	調整率	0.375	0.600	0.725
	軽減措置率	0.125	0.100	0.025
	保険料額	20,700円	33,120円	40,020円
令和2年4月～	調整率	0.300	0.500	0.700
	軽減措置率	0.200	0.200	0.050
	保険料額	16,560円	27,600円	38,640円

※基準年額：55,200円

(第2条関係)

- (2) 家族介護用品券の名称を、在宅介護支援券に改めます。

(第12条の2及び制定附則第13項関係)

- (3) 令和2年度から在宅介護支援券交付事業は、すべて市町村特別給付として実施します。

(制定附則第13項関係)

(4) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(5) 改正後の保険料率の規定は、令和2年度分の介護保険料から適用し、令和元年度分までの介護保険料は、従前の例によります。

(附則第2項関係)